

## 板橋区マンション建替事業等に係る証明事務要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）に基づき、板橋区内で実施されるマンション建替事業等において必要となる証明の事務について定める。

### (証明の範囲)

第2条 この要綱における証明の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第9条第1項による区長の認可を受け、法第14条第1項により公告されたマンション建替組合（以下「建替組合」という。）の組合の印鑑（以下「組合印」という。）及び法第120条第1項の規定による区長の認可を受け、法第123条第1項により公告されたマンション敷地売却組合（以下「敷地売却組合」という。）の組合印であること。
- (2) 法第25条第2項により公告された理事長の印鑑（以下「理事長印」という。）及び法第126条第3項において準用される法第25条第2項により公告された理事長の理事長印であること。
- (3) 法第14条第1項又は法第123条第1項により公告された建替組合又は敷地売却組合であること。
- (4) 法第25条第2項（法第126条第3項において準用する場合を含む。）により公告された建替組合又は敷地売却組合の理事長であること。

### (印鑑の登録)

第3条 組合（建替組合又は敷地売却組合をいう。以下同じ。）の理事長は、組合印及び理事長印の登録を受けることができる。

- 2 登録を受けることができる印鑑は、法第25条第1項又は法第126条第3項に基づく届出に際して、届出をした印鑑（以下「使用印」という。）とし、組合印及び理事長印各々1個とする。

### (印鑑登録の申請)

第4条 理事長は、組合印の登録を受けようとするときは、建替組合の場合は第1号様式、敷地売却組合の場合は第2号様式に、前条に基づく登録を受けようとする印鑑を添えて自ら申請しなければならない。

- 2 理事長は、理事長印の登録を受けようとするときは、建替組合の場合は第3号様式、敷地売却組合の場合は第4号様式に、前条に基づく登録を受けようとする印鑑を押印し、申請書に添えて自ら申請しなければならない。

3 印鑑登録申請書の申請者は理事長とし、理事長の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付しなければならない。

( 印鑑登録申請の確認 )

第5条 区長は、印鑑登録の申請があったときは当該登録申請者が理事長であること又は当該申請が理事長の意思に基づくものであることを確認するものとし、本人確認の方法は官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等で別に定める要件を備えたもの又は別に定める書類等の提示等により行うものとする。

2 区長は、前条第1項による申請が組合印の場合は、法9条第1項又は第120条第1項の規定により設立の認可をし、法第14条第1項又は法第123条第1項により公告された内容と照合し、申請が理事長印の場合は、法第25条第1項（法第126条第3項において準用する場合も含む。）の規定により理事長の届出を受け、法第25条第2項の規定により公告された内容と照合し、相違ないことを確認しなければならない。

( 印鑑登録原票 )

第6条 区長は、前条の規定により、相違ないことを確認したときはこれを登録しなければならない。

2 区長は、第5号様式の印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 組合の名称
- (4) 組合の所在地
- (5) 組合の認可年月日
- (6) 理事長の氏名
- (7) 理事長の住所
- (8) 理事長の公告年月日
- (9) 印影

3 区長は、前項に規定するもののほか、印鑑の登録及び証明に関し必要と認める事項を登録原票に登録することができる。

4 前2項に規定する事項を登録する印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。）をもって調製することができる。

( 登録印鑑の制限 )

第7条 区長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号の一に該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影が不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録を受けようとする印鑑として適当でないこと区長が認めたもの

( 印鑑登録証の交付 )

第8条 区長は、印鑑登録をしたときは、第6号様式の印鑑登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）に登録番号を付して当該印鑑の登録を受けたものに対して直接交付する。

( 印鑑登録証の引替交付 )

第9条 印鑑登録を受けている理事長は、印鑑登録証が著しく汚損又は毀損したときは、第7号様式の印鑑登録証引替交付申請書に登録されている印鑑を押印し、当該印鑑登録証を添えて引替交付を申請することができる。ただし、当該印鑑登録証に記載された登録番号が識別できないときは、この限りではない。

- 2 区長は当該申請者が理事長であること又は当該申請が理事長の意思に基づくものであることを確認できたときは、印鑑登録証の引替交付を行う。
- 3 前項における本人確認の方法は、官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等で別に定める要件を備えたもの又は別に定める書類等の提示等により行うものとする。
- 4 引替交付した登録証の番号は、以前登録された番号と同じものを用いることとする。

( 印鑑登録証の亡失等 )

第10条 印鑑登録を受けている理事長は、印鑑登録証を亡失したとき又は印鑑登録証に記載された登録番号が識別できなくなったときは、第8号様式の印鑑登録証亡失届に登録されている印鑑を押印して、直ちにその旨を届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の規定により届出があったときは、印鑑登録廃止の手続きを行うものとする。
- 3 区長は、当該申請者が理事長であること又は当該申請が理事長の意思に基づくものであることを確認するものとし、本人確認の方法は、官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等で別に定める要件を備えたもの又は別に定める書類等の提示等により行うものとする。

( 印鑑証明の申請 )

- 第 1 1 条 理事長は、印鑑登録証を提示して、登録されている組合印の証明を受けようとするときは第 9 号様式により申請し、登録されている理事長印の証明を受けようとするときは第 10 号様式により申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定により申請があったときは、印鑑登録原票に登録されている印鑑の印影を写した印鑑証明書を電子計算組織又は複写機により作製し、当該申請を行った者に対し、組合印の証明は第 11 号様式、理事長印の証明は第 12 号様式により印鑑証明書を交付することとする。
- 3 区長は、当該申請者が理事長であること又は当該申請が理事長の意思に基づくものであることを確認するものとし、本人確認の方法は、官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等で区長が別に定める要件を備えたもの又は別に定める書類等の提示等により行うものとする。
- 4 区長は、停電又は機器の故障等により、第 2 項に規定する方法で印鑑登録の証明を行うことができないときは、申請者に印鑑登録証及び登録されている印鑑の提示を求めて、登録してある印影について証明することができる。

( 印鑑証明の制限 )

- 第 1 2 条 区長は、前条の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑証明を交付するものとする。

( 印鑑登録証明書の記載事項 )

- 第 1 3 条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影及び事項について区長が証明するものとし、次に掲げる事項の中から、組合印又は理事長印の証明について必要なものを記載することとする。
- (1) 組合の名称
  - (2) 組合の所在地
  - (3) 組合の認可年月日
  - (4) 理事長の氏名
  - (5) 理事長の住所
  - (6) 理事長の公告年月日
- 2 区長は、印鑑登録証明書を交付するときは、その末尾に印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

( 印鑑登録の廃止 )

- 第 1 4 条 理事長は、当該印鑑登録を廃止しようとするとき又は登録されている印鑑を毀損、亡失したときは、第 13 号様式の印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、

申請することができる。

- 2 区長は当該申請者が理事長であること又は当該申請が理事長の意思に基づくものであることを確認できたときは印鑑登録の廃止を行う。
- 3 前項における本人確認の方法は、官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等で別に定める要件を備えたもの又は別に定める書類等の提示等により行うものとする。
- 4 理事長は、登録されている印鑑を変更したい場合は、第1項による廃止の申請を行い、第5条による印鑑登録の申請を行うものとする。

#### (印鑑登録原票の改製)

第15条 区長は、次のいずれかに該当するときは、理事長にその旨を通知し、登録されている印鑑の提示を求めて印鑑登録原票の改製をすることができる。

- (1) 印鑑登録原票の印影が不鮮明になったとき。
- (2) 印鑑登録原票が滅失したとき又は滅失のおそれがあるとき。

#### (登録の抹消)

第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、職権により印鑑登録を抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するときは、当該印鑑登録を行った理事長に対し、その旨を通知するものとする。

- (1) 法第38条第6項又は第137条第5項の規定により公告され、組合が解散したとき。
- (2) 理事長の変更等により登録されている印鑑として適当でないと認められたとき。
- (3) その他印鑑の登録を抹消すべき理由が生じたとき。

#### (印鑑登録証の返還)

第17条 理事長は、次のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録証を区長に返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により亡失の届出をした印鑑登録証を発見したとき。
- (2) 前条各号の規定により印鑑登録が抹消されたとき。

#### (建替組合又は敷地売却組合であることの証明)

第18条 理事長は公告された組合であることの証明を受けようとするときは、法第9条第1項の場合は第14号様式、法第120条第1項の場合は第15号様式の証明書交付申請書に使用印又は登録されている印鑑を押印し、申請しなければならない。

- 2 区長は当該申請者が理事長であること又は当該申請が理事長の意思に基づくものであることを確認できたときは、法第9条第1項の場合は第16号様式、法第120条

第 1 項の場合は第 17 号様式により申請者に証明書を交付する。

- 3 前項における本人確認の方法は、官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等で区長が別に定める要件を備えたものの提示により行うものとする。

( 建替組合又は敷地売却組合の理事長であることの証明 )

第 19 条 理事長は公告された理事長であることの証明を受けようとするときは、法第 25 条第 2 項の場合は第 18 号様式、法第 126 条第 3 項の場合は第 19 号様式の証明書交付申請書に使用印又は登録されている印鑑を押印し、申請しなければならない。

- 2 区長は当該申請者が理事長であること又は当該申請が理事長の意思に基づくものであることを確認できたときは、法第 25 条第 2 項の場合は第 20 号様式、法第 126 条第 3 項の場合は第 21 号様式により、申請者に証明書を交付する。

- 3 前項における本人確認の方法は、官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等で区長が別に定める要件を備えたものの提示により行うものとする。

( 代理人による申請 )

第 20 条 この要綱に定める手続において、組合の理事長が疾病その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証明する書面を添えて代理人により申請することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 11 条の申請は、印鑑登録証の提示により行うものとし、委任の旨を証明する書面は不要とする。

- 3 代理人による申請における代理人本人であることの確認の方法は、官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等で区長が別に定める要件を備えたものの提示により行うものとする。

( 関係人に対する質問 )

第 21 条 区長は、マンション建替事業等に係る証明事務に関し、関係者に対し質問をし、又は必要な事項について調査することができる。

( 閲覧の禁止 )

第 22 条 区長は、組合等の印鑑登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

( 手数料 )

第 23 条 区長は第 2 条各号に掲げる事項について、証明書の交付をするときは、当該証明書の交付等の申請者から手数料を徴する。

- 2 前項の手数料は、東京都板橋区手数料条例 ( 平成 12 年板橋区条例第 10 号 ) 別表に定めるところによる。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行のために必要な事項は、都市整備部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年12月21日から施行する。
- 2 板橋区マンション建替事業等に係る証明書の発行に関する要綱(平成30年4月13日区長決定)は、廃止する。